

地域防災力の向上を市もサポートします

平成31年4月30日現在、市内の自主防災組織の結成率は62.1%です。

尾道市では、地域防災力の向上に取り組むため、今年から地域防災担当主幹2人を新たに配置しました。「自主防災組織の設立方法が分からない」「どんな防災活動をしたらいいのかわからない」など、防災の取り組みについてお気軽にご相談ください。



▲災害図上訓練では、地図を使って身近な危険箇所を把握します。

ご利用ください 自主防災組織への各種支援制度

1. 資機材補助

防災活動で使用する防災資機材（リヤカー、発電機、スコップ等）の購入費用を補助。補助額は世帯数に応じて決定。※1回限り。

3. うちの防災マップ作成補助

地域で危険場所や避難所、避難経路等を記したマップ作成に対する経費（消耗品代、資料印刷代等）に対して、2万円を上限に補助。作成された防災マップは市で印刷し、地域に配布します。
※作成方法や進め方は、総務課へご相談ください。

2. 防災訓練補助

地域での防災訓練や防災学習会にかかる経費（チラシ作製費、用紙・コピー代、施設使用料等）に対して、上限1万円として補助。※1年度につき1回限り。

4. 防災出前講座

身に付けておきたい防災知識や、万が一の場合の対応などを、市職員が各地域に出向いてお話しします。他にも避難所運営訓練や災害図上訓練等も受け付けます。

☎総務課（0848-38-9216）

補助金でも「備え」をサポート

◆土砂災害対策改修工事費補助

土砂災害特別警戒区域内の建物に対し、工事費の一部を補助します。

☎土砂災害特別警戒区域内の指定日以前からその区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準を満たしていない建築物

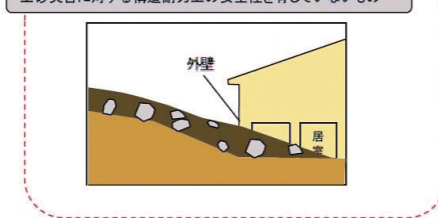
※工事の完了報告が令和2年3月13日(金)までに提出できるもの。

☑補助対象工事費の23%（上限補助費75.9万円）

☑受付中～9月30日(月)

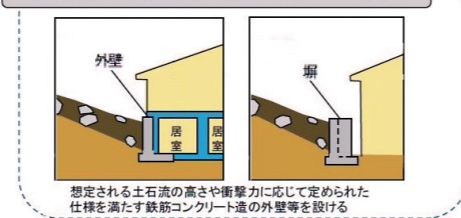
☑[改修工事の補助] 建築課（0848-38-9420）
[土砂災害特別警戒区域について]
土木課（0848-38-9254）

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



イメージ
改修

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

くらしの窓

市からのお知らせ

市・県民税（令和元年度） 納税通知書の発送と納期限

令和元年度の市・県民税納税通知書は、6月中旬に発送します。

■納期限（個人納付）

第1期	7月1日(月)
第2期	9月2日(月)
第3期	10月31日(木)
第4期	1月31日(金)

☎市民税課

☎0848-38-9154
因島瀬戸田市民税係
☎0845-26-6227

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

☎マイナンバーカード交付案内が届き、暗証番号設定用のがきを出して7日（祝日を除く）以上経過している人



☎6月23日(日) 8:30～12:00
※次回は7月28日(日)です。

☎本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、6月19日(水)までにご連絡ください。

☎マイナンバーカード交付通知書兼照会書（交付案内に同封）
・本人確認書類（交付案内参照）
・通知カード（回収します）
・住民基本台帳カード（回収します・お持ちの人のみ）

☎市民課（0848-38-9102）

国保を脱退するには 手続（届出）が必要です

国民健康保険に加入している人が職場の健康保険に加入する場合は、国民健康保険を脱退する手続（届出）が必要です。

☎保険年金課が各支所で手続をしてくださいます。

☎国民健康保険証と職場の健康保険証（両方）

・世帯主と国保を脱退する人のマイナンバー通知カードかマイナンバーカード等

・窓口で手続きする人の本人確認書類（免許証等顔写真のあるものは1点。それ以外は2点）

☎保険年金課

☎0848-38-9142

井戸水を飲用している 皆さんへ

○井戸周辺を清潔にして、水が汚染されないようにしましょう。

○味や色に異常を感じた時は、すぐに飲むのをやめてください。

○井戸水は定期的に水質検査を行い、安全を確認してから飲みましょう。基準を超えた井戸水は、飲まないでください。

※御調地域ではフッ素が、原田地域ではヒ素が多いことがあります。（地質由来）

○検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で受けられます。

☎環境政策課

☎0848-38-9434

尾道大橋交通規制のお知らせ

☎橋梁補修工事のため、片側交互通行を行います。

☎ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎※天候等の理由により、規制時間に変更が生じる場合があります。

《橋面・片側交互通行》

☎規制期間
7月1日(月)～8月23日(金)

☎規制時間
23:00～5:00



《国道2号・片側交互通行》

☎規制期間
7月1日(月)～8月23日(金)

☎規制時間
22:00～6:00



☎広島県東部建設事務所三原支所維持課（0848-64-4271）